4月から使用済小型電子機器の無料回収を開始します

使用済小型電子機器には、レアメタルなど多くの有用金属が含まれています。貴重な資源を再利用するため、 家庭で使われていた使用済小型電子機器の回収を4月1日から開始します。みなさんのご協力をお願いします。 市役所・総合支所仮庁舎に回収ボックスを設置します。開庁時間内に投入してください。 回収方法

主な回収品目









画像プレーヤー (DVD、BD等)

(MD、CD等)









リモコン

ートパソコン 及び周辺機器

電子辞書



-ム機(据置型・携帯型、

コントローラー等)

電子体温計 電子血圧計



電気コード類



その他電子機器

※回収ボックスの投入口(30cm×15cm) に入るものに限ります。

※投入口に入らない使用済小型電子機器は、 年2回程度、回収を実施します。

実施日は広報紙でお知らせします。

取得するため、

2年以上養成

市民税課税世帯

25

000E

機関等で修業する場合、

注意事項

- ・家電リサイクル法対象品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類 乾燥機)は回収できません。
- ・携帯電話やパソコン等の個人情報は、個人の責任において必ず消去してください。
- ・家庭で使われていたものに限ります。(事業者からの持ち込み不可)
- ・バッテリーは取り外してください。
- ★環境推進課**☎**四1172、環境産業課**☎**四1334



②入学支援修了一時金

市民福祉課置②1333

高等技能促進費を受給して

支給申請をして、 定された場合は、 事前相談のうえ、 70 500E 支給が決

ます。 申請方法 市民税課税世帯

費の請求をしてください。 毎月促進 申請方法 事前相談のうえ、 ※4、000円を超えな 合は支給されません。 ★子育て支援課☎億1130 講座の申込前に対象講座の か月以内に給付金の申請を 指定申請をして、 てください 修了後1

支給額 が可能です。 市民税非課税世帯 (月額)

ては、

、求職者支援制度の利用

※保育士・介護福祉士につい

学療法士、作業療法士等

対象となる資格

看護師、

理

の貸し付けが可能です。

※3年間修業する場合の3年

母子福祉資金生活資金

支給期間上限

2年間

金を支給します。

は 1 4 1 、 ※平成23年度までの入学者に 000円を支給し 100 000E

> る額 (上限は100、 費用の20%に相当す 0

らい場

支給額 医療事務等

指定対象講座 部を支給します。 講し修了した場合、 庭の父親が指定対象講座を受 訓練講座等(ホ の教育訓練給付の指定教育 雇用保険制度 費用の

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母親又は父子家

庭の父親が対象となる資格を 母子家庭の母親又は父子家 修了後に支給します。 いる人について、 市民税非課税世帯 50 000E

①高等技能促進費

高等技能訓練促進費等事業

養成課程を

母子家庭自立支援給付金制度のご案内

10

児玉郡市広域消防本部からのおしらせ

平成26年春季全国火災予防運動を実施します

児玉郡市広域消防本部では、空気が乾燥し火災が発生しやすい時季に、火災の発生を防止し、高齢者等を 中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的に、平成26年春季全国火災予防運動を次の とおり実施します。

『消すまでは 心の警報 ONのまま』(平成25年度全国統一防火標語)

期間 3月1日出~7日金

重点目標 ○住宅防火対策の推進 ○放火火災・連続放火火災防止対策の推進

○特定防火対象物等における防火安全対策の徹底 ○製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進 ○林野火災予防対策の推進

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント -3つの習慣・4つの対策-

- ◆3つの習慣
- ①寝たばこは、絶対やめる。②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ◆4つの対策
- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器を設置しましたか?

火災から大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。設置が必要となるのは寝室 です。また、寝室が2階などにある場合は階段にも取り付けなければなりません。

住宅用火災警報器はホームセンターや家電取扱店、防災設備の取扱店等で購入できます。詳しくは、お近 くの消防本部(署)へお問い合わせください。

火災予防ポスター展を開催します

本庄市・児玉郡内の小学生から応募のあった火災予防ポスター入選作品を展示します。

期間 3月1日出~7日出 会場 イオンタウン上里

- *お問い合わせは下記へ
- ★児玉郡市広域消防本部予防課費の4654

4月からペースメーカや人工関節等を入れた人に対する 身体障害者手帳の認定基準が変わります

4月1日以降の申請から次のとおり新たな認定基準になります。ただし、3月末までに診断書・意見書が 作成された人は、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。

◎ペースメーカ等を入れた人(心臓機能障害)

平成26年3月まで

平成26年4月から

一律1級に認定



1級、3級、4級のいずれかに認定(※1) 3年以内に再認定を実施

(※1)ペースメーカ等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定されます。

◎人工関節等を入れた人(肢体不自由)

平成26年3月まで

平成26年4月から

【股関節・膝関節】

一律4級に認定



【股関節・膝関節】

4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定(※2)

【足関節】

一律5級に認定



【足関節】

5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定(※2)

(※2) 術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定されます。

★埼玉県総合リハビリテーションセンター**☆**○48-725-0216、市障害福祉課**☆**⑤1125